

# 鹿児島県再犯防止推進計画

平成31年3月



# 目次

第1章	計画の策定に当たって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	計画の基本方針	2
第3章	再犯の防止等に関する施策の指標	
1	再犯防止等に関する施策の成果指標	3
2	再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標	3
第4章	今後取り組んでいく施策の方向性と概要	
1	国・民間団体等との連携強化のための取組	
(1)	国・民間団体等との連携強化	5
2	就労・住居の確保のための取組	
(1)	就労の確保	7
(2)	住居の確保	11
3	保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	
(1)	高齢者又は障害者等への支援	13
(2)	薬物依存症者への支援	17
4	非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施のための取組	
(1)	非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施	19
5	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	
(1)	民間協力者の活動の促進	22
(2)	広報・啓発活動の推進	24
第5章	計画の推進体制と進行管理	25
資料編		26

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

更生保護や再犯防止施策は、これまで国の施策として行われてきており、県では、地域生活定着支援センターの設置・運営や、社会を明るくする運動への参画の取組などを行ってきました。

民間団体においても、県保護司会連合会が、県協力雇用主会と連携して協力雇用主の確保に努め、更生保護施設「草牟田寮」は、寮生とのハローワークへの同行訪問や寮生の要望に沿った就業先の確保等を行ってきました。また、県更生保護協会は、機関紙の発行による広報活動等を行い、県更生保護女性連盟は、児童・生徒への学用品等の贈呈や、地域との意見交換の場としてのミニ集会の開催等に取り組んできました。

しかしながら、犯罪をした者等の中には、就労先や住居を確保できないまま矯正施設を出所する者や、高齢・障害者、生活困窮者、薬物事犯者、非行少年などが再び罪を犯すといった実態があります。

こうした中、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的とした再犯の防止等の推進に関する法律が平成28年12月に施行され、国は同法に基づき、平成29年12月、再犯防止推進計画を策定しました。

県においては、このような状況を踏まえ、本県における再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、「鹿児島県再犯防止推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める計画として策定します。

計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者とします。

## 3 計画期間

この計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

## 第2章 計画の基本方針

国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）における5つの基本方針を踏まえ、犯罪をした者等が地域社会で孤立することを防ぎ、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の重点課題に取り組みます。

- 1 国・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

### 【参考】

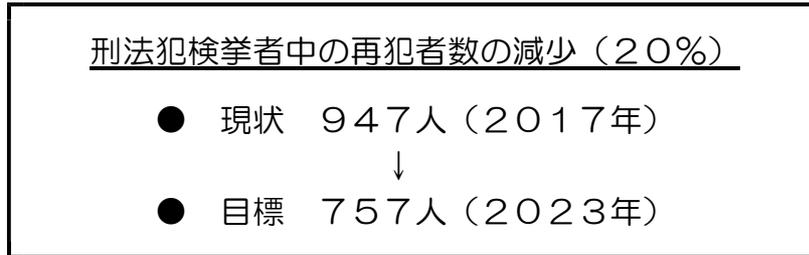
国の再犯防止推進計画に設定されている5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

## 第3章 再犯の防止等に関する施策の指標

### 1 再犯防止等に関する施策の成果指標

再犯の防止等に関する施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。



### 2 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

再犯の防止等に関する施策の動向を把握するため、次の数値を参考指標とします。

#### （1）就労・住居の確保関係

- ① 協力雇用主の数（出典：鹿児島保護観察所調査）  
319社（平成29年4月1日現在）
- ② 実際に雇用した協力雇用主の数（出典：鹿児島保護観察所調査）  
15社（平成29年4月1日現在）
- ③ 協力雇用主に雇用された刑務所出所者等の数（出典：鹿児島保護観察所調査）  
24人（平成29年4月1日現在）
- ④ 鹿児島刑務所の出所者で帰住先として本県を希望している者のうち、帰住先がない者の数（出典：鹿児島刑務所調査）  
15人（平成29年）
- ⑤ 鹿児島刑務所の出所者で帰住先として本県を希望している者のうち、更生保護施設や自立準備ホームにおいて、一時的に居場所を確保した者の数（出典：鹿児島保護観察所調査）  
34人（平成29年）

#### （2）保健医療・福祉サービスの利用の促進関係

- ① 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数（出典：鹿児島県地域生活定着支援センター調査）  
14人（平成29年度）

- ② 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関による治療・支援を受けた者の数（出典：鹿児島保護観察所調査）  
1人（平成29年）

（3）非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施関係

- ① 刑法犯再犯者中、少年の再犯者数（出典：県警察本部調査）  
64人（平成29年）
- ② 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者及び合格者の数（出典：鹿児島刑務所調査）  
0人（平成29年）

（4）民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進関係

- ① 保護司の数（出典：鹿児島保護観察所調査）  
856人（平成29年4月1日現在）
- ② 保護司充足率（出典：鹿児島保護観察所調査）  
94.1%（平成29年4月1日現在）
- ③ 「社会を明るくする運動」参加者数（出典：鹿児島保護観察所調査）  
25,702人（平成29年）

## 第4章 今後取り組んでいく施策の方向性と概要

### 1 国・民間団体等との連携強化のための取組

#### (1) 国・民間団体等との連携強化

##### ア 現状と課題

鹿児島地方検察庁の刑事政策推進班が、平成29年に福祉サービスが必要であるとして市町村に繋いだ者は3人でした。平成29年の鹿児島刑務所の出所者のうち、帰住先として本県を希望している者104人中、更生保護施設等に入所した者は34人、社会福祉施設に入所した者は1人で、全体の33.7%でした。

また、県地域生活定着支援センターが平成29年度に特別調整 1) 依頼を受けた者は14人 2) と、多くの出所者が福祉サービスや更生緊急保護 3) を受けておらず、福祉的支援につながっていないといった実態があります。

これまで、国・民間団体等との連携強化について、国においては、鹿児島地方検察庁が、支援対象者を鹿児島保護観察所や福祉サービスへつないできました。

県においては、県地域生活定着支援センターが、鹿児島保護観察所の依頼に基づき、矯正施設退所予定者及び退所者等に対し福祉サービスのニーズ確認等を行い、受入施設等のあっせん又は福祉サービスの申請支援等を行ったり、矯正施設退所後に社会福祉施設等を利用している者に関し、当該施設等に対して必要な助言を行うなどの取組を行ってきました。

---

##### 1) 特別調整

高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先のない受刑者や少年院在院者に対して、釈放後速やかに福祉関係機関等による適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための特別の手続。

##### 2) 県外の矯正施設入所者を含む。

##### 3) 更生緊急保護

懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者等が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

しかしながら、関係機関・団体等と連携した支援をさらに推進していく必要があります。

## イ 国の具体的施策

国の再犯防止推進計画においては、地域社会における再犯防止等に関する実態把握のための支援、地域のネットワーク（刑事司法関係、地方公共団体等の公的機関、保健医療・福祉関係機関、各種民間団体等）における取組の支援、資金調達手段の検討の促進等、地方公共団体による再犯防止等の推進に向けた取組の支援、地方再犯防止推進計画の策定等の促進、犯罪をした者等の支援等に必要な情報や知見等の提供や国・地方協働による施策の推進、国の施策に対する理解・協力の促進等、地方公共団体との連携の強化について実施・検討することとされています。

## ウ 県における施策の方向性と概要

### ① 関係機関・団体等と連携した支援の実施

- ・ 関係機関・団体等で構成する「鹿児島県再犯防止推進会議（仮称）」を設置し、本計画の進行管理及び検証、再犯防止の推進における課題等の情報共有等に連携して取り組みます。（青少年男女共同参画課）
- ・ 地域の状況に応じた市町村の再犯防止等に関する取組が円滑に実施されるよう、情報提供等の支援を行います。（青少年男女共同参画課）
- ・ 県地域生活定着支援センターにおいて、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰及び地域生活への定着を支援するため、矯正施設や保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施します。（社会福祉課）
- ・ 犯罪被害者等が存在することを十分に認識して取り組むことが重要であるため、犯罪被害者等が必要な支援を途切れなく受けられるよう、また、犯罪被害者等に対する県民の理解が深まるように「第3次犯罪被害者等基本計画に基づく鹿児島県犯罪被害者等支援の方針」に基づき、県の犯罪被害者等支援施策を総合的・体系的に推進しながら、再犯の防止等に関する施策に取り組みます。（生活・文化課，青少年男女共同参画課）

## 2 就労・住居の確保のための取組

### (1) 就労の確保

#### ア 現状と課題

平成29年に本県で刑法犯により検挙された再犯者947人のうち、518人(54.7%)が再犯時に無職でした。

また、平成29年4月1日現在、協力雇用主は319社で、うち、出所者等を実際に雇用しているのは15社、24人の雇用となっています。協力雇用主は、平成23年以降年々増加していますが、雇用者数は平成25年以降ほぼ横ばいとなっており、企業が協力雇用主として登録していても、実際の雇用に結びついていない、あるいは、雇用しても長続きしないなどの実態があります。協力雇用主の73.7%が建設業であり、登録企業の増加と併せて、多様な業種の登録が求められます。

これまで、就労の確保について、国においては、鹿児島保護観察所が、刑務所出所者等就労奨励金の給付、身元保証制度の充実、協力雇用主の確保などに取り組んできました。鹿児島労働局では、関係機関・団体との円滑な連携による就労支援とともに、ハローワークにおいて、担当者制による職業相談・紹介、公共職業訓練の受講あっせん、求職者支援訓練の活用等の刑務所出所者等就労支援事業の実施、刑務所内での職業講話、ビジネスマナー研修等の実施、トライアル雇用などに取り組んできました。

民間団体においては、県保護司会連合会が、県協力雇用主会と連携して、協力雇用主の確保に努めています。また、更生保護施設「草牟田寮」は、協力雇用主と連携して、寮生とのハローワークへの同行訪問や寮生の要望に沿った就業先の確保等を行ってきました。また、就労が難しい高齢・障害者に対しては、県地域生活定着支援センターをはじめ、関係自治体等との連携を図り、福祉施設への入所、生活保護の申請やアパートの紹介などの支援を行ってきました。県協力雇用主会は、県就労支援事業者機構の事業趣旨に賛同した会員に対し、経済面から支援する同機構の二種会員への加入促進や、協力雇用主に対する鹿児島保護観察所等主催の地域処遇会議などへの参加呼びかけ、給与助成制度についての広報、自治体に対する協力雇用主の周知、就労支援事業に貢献した会員に対する顕彰などを行ってきました。県就労支援事業者機構は、二種会員及び実際に雇用する三種会員の開拓を行い、ハローワーク等の関係機関や各地区保護司会と連携した保護観察対象者等への就労支援、協力雇用主が保護観察対象者等を雇用した場合における給与支払いに対する助成、保護観察対象者や就労支援事業に従事する者に対

する研修・指導及び顕彰，犯罪予防のための広報・啓発などに取り組んできました。

県においては，生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や就労準備支援事業など，犯罪をした者を含む生活困窮者の支援体制を構築してきました。また，犯罪をした者を含む離転職者等に対する職業訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施し，就職の促進を図ってきました。さらに，保護観察対象者等の雇用支援を図るため，建設工事入札参加資格や総合評価落札方式において，県協力雇用主会や県就労支援事業者機構に登録している建設業者に対して加点を行うなどの取組を実施してきました。

しかしながら，保護観察対象者，非行少年，暴力団離脱者，障害者・生活困窮者等に対する就労支援や，新たな協力雇用主の確保への支援，就労支援に係る広報の実施に引き続き取り組む必要があります。

## イ 国の具体的施策

国の再犯防止推進計画においては，職業適性等の把握と就労につながる知識・技術等の習得（アセスメントの実施，矯正施設における職業訓練等の充実等），就職に向けた相談・支援等の充実（ハローワーク相談員の矯正施設への駐在，更生保護施設への協力拡大等），新たな協力雇用主の開拓・確保，協力雇用主の活動に対する支援の充実（情報提供，住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援等），犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等，就職後の職業定着に向けたフォローアップ，一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保等の施策について実施・検討することとされています。

## ウ 県における施策の方向性と概要

### ① 保護観察対象者等に対する就労支援

- ・ 障害者支援等に関する会議の構成団体，企業に対し，保護観察対象者等の受入れを働きかけます。（雇用労政課）
- ・ 保護観察対象者等に対して，仕事に必要な知識・技能を付与するため，民間教育訓練機関等への委託による職業訓練を実施し，就職の促進を図ります。（雇用労政課）
- ・ 刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援を検討します。（青少年男女共同参画課）

### ② 障害者・生活困窮者等に対する就労支援

- ・ 障害者就業・生活支援センターにおいて，職場への定着が困難な障害者や就業経験のない障害者に対して就業上の支援や就業に伴う日常生活・社会生

活上の支援を行っており、犯罪をした障害者の方が必要な支援を受けることができるよう、県ホームページ等を通じて周知を図ります。(障害福祉課)

- 関係機関との連携による求人開拓や、民間企業等における短期の雇用体験の実施等により、障害を有している犯罪をした者等の一般の企業等における就労促進を図ります。(雇用労政課)
- 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や就労準備支援事業など犯罪をした者を含む生活困窮者の支援に取り組みます。就労準備支援事業では、就労支援プログラムに基づき、生活習慣形成のための指導・訓練(日常生活自立)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会的自立)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得等の支援(就労自立)の3段階による、計画的かつ一貫した支援を実施します。また、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等については、対象者の状態等に応じた就労の機会(清掃、リサイクル、農作業等)の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を実施します。(社会福祉課)
- 生活保護受給者のうち就労が可能な者に対し、ハローワークや福祉事務所等のチームで支援を行う生活保護受給者等就労自立支援事業や、福祉事務所が行う就労支援プログラムへの参加を促し、就労に向けた支援を行います。(社会福祉課)

### ③ 非行少年に対する就労支援

- 少年サポートセンターにおいて、就労に必要な知識等に係る助言や指導、ハローワーク等への付き添いや面接指導、雇用に協力的な雇用主との橋渡しなどを行い、少年の就職や就労継続に向けた支援の充実を図ります。(少年課)
- 非行少年の立ち直りを効果的に支援するため、少年警察ボランティアや大学生少年サポーターとともに、農作物の栽培・収穫等の農業体験を通じた活動を実施し、少年の就労等に向けた意欲向上や情操面における教育効果にも考慮した取組を展開します。(少年課)

### ④ 暴力団離脱者に対する就労支援

- 暴力団離脱者が、希望する業種に就労できるよう、県暴力追放運動推進センターと連携し、受入企業及び業種の拡大を図ります。(組織犯罪対策課)
- 暴力団離脱者社会復帰対策協議会において、県暴力追放運動推進センターや矯正施設、鹿児島保護観察所等と情報交換を行い、就労定着までの各段階において、関係機関との連携を強化します。(組織犯罪対策課)
- 県暴力追放運動推進センターと連携を図り、暴力団離脱者社会復帰対策協

議会や広域連携協定の協賛企業への就労を希望する者で、十分な所持金がない者に対し、就労に必要な経費等の援助ができるよう検討を行います。（組織犯罪対策課）

⑤ 新たな協力雇用主の開拓・確保への支援

- 県建設工事入札参加資格審査や総合評価落札方式における協力雇用主等に対する優遇措置などの取組を行います。（監理課）
- 協力雇用主の活動の意義などについて、県の広報媒体等による広報・啓発を行うなど、新たな協力雇用主の確保への支援に取り組みます。（青少年男女共同参画課）

⑥ 就労支援に係る広報の実施

- 県ホームページへの掲載や、障害福祉サービス情報公表制度に基づく障害福祉サービス情報検索ホームページ等を通じて、就労支援事業所の情報提供を行います。（障害福祉課）

## (2) 住居の確保

### ア 現状と課題

平成29年の鹿児島刑務所の出所者のうち、帰住先として本県を希望している者は104人で、そのうち15人(14.4%)は帰住先を確保できていませんでした。また、更生保護施設や自立準備ホームにおいて、一時的に居場所を確保した者は、34人(32.7%)で、犯罪をした者が、住居を施設等に頼らなければならない実態があります。

これまで、住居の確保について、国においては、鹿児島保護観察所が、更生保護施設「草牟田寮」の人的体制の強化や、放火事犯者、無期刑対象者、依存性の進んだ薬物事犯者等の社会に重大な被害を及ぼすリスクの高い者を更生保護施設で受け入れ、個別かつ綿密な処遇等を行うとともに、更生緊急保護対象者へ自立準備ホームへの入所を促すなどの起訴猶予者等に対する社会復帰支援の充実を図ってきました。

民間団体においては、例えば、更生保護施設「草牟田寮」が、宿泊場所や食事の提供とともに、臨床心理士による社会生活適応訓練の実施や断酒による社会復帰をめざす断酒会、県青年司法書士会による法律相談会などを開催し、寮生の円滑な社会復帰を手助けしてきました。また、同施設では、困った時に相談できる窓口の案内や、退寮後の生活状況に関するアンケート調査、寮主催の全体集会で、更生した元寮生に体験談を話してもらうなどの活動を実施するとともに、元寮生を訪問し、様々な指導・助言を行うなどの取組を実施してきました。

県においては、犯罪をした者を含む生活困窮者のうち、離職等により住居を失った又は失うおそれの高い者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう、家賃相当額を支給するとともに、住居を持たない者に対しては、一定期間、宿泊場所や衣食の提供等を行う体制を構築してきました。また、保護観察対象者等を含む住宅の確保に配慮を要する方の入居を拒まない住宅の登録を促進するため、要配慮者向けの相談窓口の設置や、賃貸人への普及・啓発などの取組を行ってきました。

しかしながら、犯罪をした者の社会復帰に向けた支援や犯罪をした者の入居を拒まない賃貸人の開拓に引き続き取り組む必要があります。

### イ 国の具体的施策

国の再犯防止推進計画においては、矯正施設在所中の生活環境の調整の充実、更生保護施設等の一時的な居場所の充実(処遇基準の見直し、自立準備ホームの確保と活用等)、地域社会における定住先の確保等の施策について実施・検討する

こととされています。また、法務省において、保護観察対象者等の公営住宅への入居に当たり、事業主体に対して、身元保証制度の活用を含めた必要な助言等を行うとともに、必要な個人情報を提供するほか、保護観察対象者等に対する必要な指導を行う等の継続的支援を事業主体に対して行うこととされています。

## ウ 県における施策の方向性と概要

### ① 犯罪をした者の社会復帰に向けた支援

- ・ 離職等により住宅を失った又はそのおそれの高い犯罪をした者を含む生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給します。(社会福祉課)
- ・ 住居を持たない犯罪をした者を含む生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行います。(社会福祉課)

### ② 賃貸住宅の供給促進

- ・ 県居住支援協議会と連携して、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する国の継続的支援<sup>1)</sup>が受けられることを周知するなど、犯罪をした者等のうち、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第2条第1項に該当する者に対して入居を拒まない住宅の登録促進及び普及啓発に取り組みます。(住宅政策室)

### ③ 保護観察対象者等の公営住宅への入居について

- ・ 法務省から情報提供される予定の継続的支援の枠組みについて、市町村へも周知するとともに、法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について、検討を行います。(住宅政策室)

---

#### 1) 住居の提供者に対する継続的支援

法務省は、保護観察対象者等であることを承知して居る者に対し、住居の提供に伴う不安や負担を細かに把握した上で、身元保証制度の活用を含めた必要な助言等を行うとともに、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等についての必要な個人情報を提供する。併せて、保護観察対象者等に対し、必要な指導等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を実施する。

### 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

#### (1) 高齢者又は障害者等への支援

##### ア 現状と課題

平成29年の鹿児島刑務所における受刑者517人のうち、65歳以上の高齢者は48人(9.3%)で、身体障害者、療育及び精神障害者保健福祉手帳を所持している者は39人(7.5%)でした。

これまで、高齢者又は障害者への支援等について、国においては、鹿児島地方検察庁が入口支援として、起訴猶予者等(保護観察に付されていない者)について、福祉・医療的支援が必要な場合に、関係機関と連絡調整を図り、「つなぎ支援」を実施するとともに、再犯防止及び社会復帰支援業務の効率的実施のため、社会福祉士のアドバイザー派遣に係る協定を県社会福祉士会と締結しています。また、鹿児島刑務所が、出口支援として、特別調整の実施等に取り組んできました。

民間団体においては、更生保護施設「草牟田寮」が、精神保健福祉士などがスタッフとなり、高齢・障害者を一時的に受け入れて福祉施設等へつなぐ取組を行ってきました。県社会福祉協議会では、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続の支援等を行ってきました。また、各市町村社会福祉協議会と連携し、高齢者・障害者世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう、生活福祉資金の貸付を実施するなどの取組を実施してきました。

県においては、社会福祉法に基づき、市町村における地域福祉の推進を支援するため、再犯防止推進計画ほか関連計画との調和・連携を図り、平成31年3月に県地域福祉支援計画を策定しました。また、障害者の自立を促進するため、職場への定着が困難な障害者や就業経験のない障害者に対し、就業や就業に伴う日常生活・社会生活上の支援を行ってきました。さらに、県工賃向上計画に基づき、就労支援事業所の工賃水準の向上を図るため、障害者就労施設等が提供する物品・サービス等の情報について購入者に提供する体制の整備や、障害者就労施設の農業分野への参入等の支援を行ってきました。県地域生活定着支援センターでは、高齢又は障害を有するために福祉的な援助を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等について、退所後直ちに福祉サービス等につながるように、鹿児島保護観察所と協働して矯正施設入所中から準備を進めるなど、国と連携して矯正施設退所予定者及び退所等の社会復帰を支援し、能力に応じて地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、社会福祉施設等の受入れの斡旋や

福祉サービスの申請等の支援を行ってきました。県発達障害者支援センターにおいては、関係機関などからの依頼に基づき、困難事例についての事例検討を行うなど、支援者の理解と技術の向上などを図ってきました。

しかしながら、関係機関等との連携強化、相談支援体制の整備、高齢者・障害者・生活困窮者等への支援の充実、高齢・障害者等への支援に係る広報の充実に引き続き取り組む必要があります。

## イ 国の具体的施策

国の再犯防止推進計画においては、関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実（刑事司法関係におけるアセスメント機能の強化、更生保護施設における支援の強化、刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施等）、保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化（特別調整）、高齢者又は障がいのある者等への効果的な入口及び出口支援の実施等の施策について実施・検討することとされています。

## ウ 県における施策の方向性と概要

### ① 関係機関等との連携強化

- ・ 県地域福祉支援計画において、矯正施設等の退所者に対する地域福祉の視点を踏まえた再犯防止対策を推進する方針を示し、再犯防止に係る施策を盛り込んだ各市町村の地域福祉計画の策定を支援します。（社会福祉課）
- ・ 福祉的な支援を必要とする高齢又は障害のある矯正施設退所予定者及び退所者等の地域への定着を図るため、県地域生活定着支援センターにおいて、必要な福祉サービスの提供や関係機関との調整を行います。（社会福祉課）
- ・ 新聞販売所団体等との協定に基づく高齢者の見守りの仕組みづくりに取り組むとともに、地域における見守り等の取組を促進するため、高齢者への声かけ、相談見守り等への支援や効果的な先進事例の情報提供等を行います。（高齢者生き生き推進課）
- ・ 県の自立支援協議会の支援等により、行政・医療・福祉等の障害福祉関係者で構成される地域の自立支援協議会の活性化に努めます。（障害福祉課）
- ・ 県発達障害者支援センターにおいては、矯正施設や保護観察所等で行われる研修に関して、発達障害に関する講演・講話を行うなど、必要に応じて協力を行います。また、関係機関などからの依頼に基づき、困難事例についての事例検討を行うなど、支援者の理解と技術の向上などを図るとともに、関係機関相互の連携強化に努めます。（障害福祉課）

### ② 相談支援体制の整備

- 高齢者の相談について、ワンストップの相談窓口である市町村の地域包括支援センターの職員の資質向上に努めます。(高齢者生き生き推進課)
- 総合的な相談業務や地域生活への移行に係る支援などを行う障害者基幹相談支援センターの市町村における設置を促進します。(障害福祉課)

### ③ 高齢者への支援の充実

- 高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関や地域住民等による共生・協働の仕組みの中で、保健・医療・介護・福祉のサービスが連携して提供される社会の実現に努めます。(保健医療福祉課)
- 高齢者については、家庭裁判所や弁護士会等と連携を図りながら、市民後見人の人材育成など、成年後見制度の利用促進に取り組みます。(高齢者生き生き推進課、社会福祉課)

### ④ 障害者への支援の充実

- 障害や難病などの疾病により、健常者に比べより多くの支援が必要な方々が、健康づくりから介護まで保健・医療・福祉のサービスを適切に受けることのできる社会の実現に努めます。(保健医療福祉課)
- 就労支援事業所を利用する全ての障害者の工賃向上を図ることにより、犯罪をした者の工賃向上に取り組みます。(障害福祉課)
- 医療や地域での生活支援が必要な精神障害者について、その方の状況に応じ、関係機関と連携を取りながら支援します。(障害福祉課)
- 障害者個々の心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況や意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、適切なサービスの支給に向けた市町村の取組を促進します。(障害福祉課)

### ⑤ 生活困窮者等への支援の充実

- 生活困窮者自立支援制度に基づく包括的支援体制を県下に広げ、就労や家計管理、子どもの学習支援等の支援を行い、生活困窮者の自立を促進します。(社会福祉課)
- 生活保護受給者については、ケースワーカーによる訪問調査において生活状況を把握し、日常生活の支援や金銭管理の助言に努めます。また、必要に応じて関係機関と連携し、介護・障害福祉サービスや、県社会福祉協議会の金銭管理等の活用を助言します。さらに、鹿児島地方検察庁のアドバイザー等との連携を図り、再犯防止のための援助に努めます。(社会福祉課)
- 県精神保健福祉センターでは、依存症専門相談等において、依存性の高い性犯罪者からの相談に対応します。また、鹿児島保護観察所等との連携を強

化するなどして、性犯罪者の出所後の支援の充実を図ります。(障害福祉課)

- 児童相談所においては、家庭で子どもを育てられない、子育てに不安があるといった家庭の問題に対し、必要な助言・指導を行います。(子ども家庭課)
- 県女性相談センターにおいては、日常生活を送る上での悩みを抱える方からの来所や電話による相談に対応します。(子ども家庭課)
- 男女共同参画センターにおいては、家庭やパートナー、仕事、生き方のことなど、性別に起因する生きづらさを感じている方への相談に対応します。(男女共同参画室)
- ストーカー加害者は被害者に対する執着心が非常に強く、警告等を受けてもストーカー行為を繰り返す傾向が見られ、その中には、精神疾患やその疑いがあり治療を希望する者がいることから、それらの者に対し、医療機関と連携し、精神医学的な治療等により改善を推進します。(生活安全企画課)
- 子どもを対象とする暴力的性犯罪者については、出所者であることが周囲の人に知られないよう十分配慮しながら所在確認を実施するとともに、なるべく多くの対象者の同意を得た上で面談を実施し、必要に応じ、関係機関・団体等による支援等に結びつけ、社会復帰を支援します。(生活安全企画課)

⑥ 高齢・障害者等への支援に係る広報の充実

- 高齢・障害者が、必要な支援を受けられるよう、市町村の地域包括支援センターや障害者就業・生活支援センターについて、県ホームページ等により周知を図ります。(高齢者生き生き推進課、障害福祉課)
- 就労支援事業所の情報について、県ホームページや障害福祉サービス情報公表制度に基づく障害福祉サービス情報検索ホームページ等により、就労支援事業所に係る周知を図ります。(障害福祉課)

## (2) 薬物依存症者への支援

### ア 現状と課題

平成29年の鹿児島刑務所における受刑者517人のうちの薬物事犯者は189人(36.6%)でした。また、平成29年に覚せい剤取締法で検挙された者39人のうち、同一罪種で検挙された者(再犯者)は20人(51.3%)でした。

これまで、薬物依存症者への支援等について、国においては、鹿児島保護観察所が、薬物事犯引受人会や薬物依存症回復プログラムを実施するとともに、地域連絡協議会等を開催してきました。鹿児島刑務所では、入所者に対し、薬物依存離脱指導に係る教育を行ってきました。鹿児島少年鑑別所では、薬物調査を行い、少年院、保護観察所等の処遇機関へ、処遇指針として情報提供してきました。

民間団体においては、鹿児島ダルクが、鹿児島刑務所における薬物離脱指導や学校等における保健講話の講師を派遣するとともに、薬物依存症者やその家族等からの相談や薬物依存症者へのリハビリ支援等を行ってきました。

県においては、保健所が、薬物依存症者やその家族等に対し、面接相談や家庭訪問指導により、治療機関の紹介や治療継続のための支援、社会復帰のための助言等を行ってきました。県精神保健福祉センターでは、薬物関連問題全般に関する相談や薬物依存症者等の家族を対象とした家族教室を実施するとともに、同センターのホームページにおいて、薬物依存症の治療が可能な医療機関等の紹介をしてきました。また、保護観察所が主催する再犯防止の推進に関連する連絡会や薬物事犯引受人・家族会、薬物依存症回復プログラム等に参加し、関係機関との連携や地域支援体制の構築、関係機関への技術支援等を行ってきました。

しかしながら、関係機関との連携強化や相談支援体制の充実、薬物依存症者とその家族に対する支援、薬物依存症者への支援等に関する広報・啓発活動の実施、薬物依存症治療を行う地域医療の充実、薬物依存症への支援者の育成に引き続き取り組む必要があります。

### イ 国の具体的施策

国の再犯防止推進計画においては、刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等、治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実、薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成等の施策について実施・検討することとされています。

### ウ 県における施策の方向性と概要

- ① 薬物依存症対策関係機関との連携強化
  - ・ 鹿児島保護観察所が開催する地域支援の在り方検討ワーキンググループや薬物依存地域支援連絡協議会、薬物事犯者引受人・家族会等に参加し、関係機関との連携強化を図ります。（障害福祉課，薬務課）
- ② 薬物依存症に関する相談支援体制の充実
  - ・ 鹿児島保護観察所との連携を強化し、薬物依存症者や家族等が相談しやすい体制づくりに努めます。（障害福祉課，薬務課）
  - ・ 薬物依存症者及び家族に対し、相談員による対応の他、専門医による依存症専門相談及び薬物関連問題相談を実施します。（障害福祉課，薬務課）
  - ・ 保健所等の薬物関連問題相談窓口において、薬物依存者及び家族への相談支援を行います。（薬務課）
- ③ 薬物依存症者とその家族に対する支援
  - ・ 薬物依存症者等の家族を対象とした「依存症家族教室」を開催し、テキストを用いた心理教育プログラムにより、家族を支援します。（障害福祉課）
  - ・ 鹿児島保護観察所の薬物事犯者引受人・家族会に参加している薬物依存症者等の家族への支援として、県精神保健福祉センターで実施している薬物相談や家族教室への参加勧奨等を行います。（障害福祉課）
- ④ 薬物依存症者への支援に関する広報・啓発活動の実施
  - ・ 関係機関との連携を強化し、県精神保健福祉センターが相談窓口の拠点であることの周知を図ります。（障害福祉課）
  - ・ 県ホームページにおいて、薬物依存症の治療が可能な医療機関の診療体制や対応可能な疾病等の情報を掲載します。（障害福祉課）
  - ・ 依存症対策総合支援事業において、一般県民、特に、薬物依存症者の親族等に対する意識・知識の向上を目的とした普及啓発活動を行います。（障害福祉課）
- ⑤ 薬物依存症治療を行う地域医療の充実
  - ・ 地域で依存症の治療を提供する医療機関との連携体制の充実を図り、薬物依存症者に対する適切な対応を促進します。（障害福祉課）
- ⑥ 薬物依存症への支援者の育成
  - ・ 薬物関連問題相談員及び薬物乱用防止指導員を対象に、薬物依存に関する知識の習得や相談業務の技術の向上を図ることを目的とした再乱用防止講習会を開催します。（薬務課）

## 4 非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施のための取組

### (1) 非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施

#### ア 現状と課題

平成29年の鹿児島刑務所における受刑者517人のうち、高等学校未卒業者は370人(71.6%)でした。

これまで、非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援等については、鹿児島少年鑑別所が、対象者や保護者などへ修学についての意向調査を行い、少年院、鹿児島保護観察所等の処遇機関へ処遇指針として情報提供してきました。また、本人の学習に対する希望をできる限り汲み取り、義務教育対象者のみならず義務教育の対象でない者に対しても、学習機会の付与に努め、併せて外部講師の招へいや教材の整備等を図ってきました。

民間団体においては、例えば、奄美青少年支援センター「ゆずり葉の郷」が、非行少年に対する相談支援活動や居場所づくり事業、修学支援を実施するとともに、警察等関係機関との連携の下、非行少年であった者たちによる市街地の美化活動や夜間パトロールを実施するなど、少年の非行防止の取組を行ってきました。

県においては、非行少年を含む社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への総合的な支援を行うため、かごしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）を設置し、本人や保護者等からの相談に応じるとともに、広報・啓発活動等を行ってきました。また、非行少年を含む生活困窮家庭の子どもに対しては、学習会の開催や居場所づくり、親への養育支援等を行ってきました。県精神保健福祉センターでは、思春期相談において、犯罪をした少年やその家族等に対し、精神医学的観点から相談支援を行ってきました。県警察本部では、学校との連携の下、低年齢少年を対象として、警察官が授業支援者として担任教諭とチームを組み、それぞれの専門性を活かしながら、児童・生徒を指導する非行防止教室を実施し、少年の規範意識の向上を図ってきました。少年サポートセンターでは、少年や保護者等からの非行防止等に関する相談の解決を図るため、少年相談員による相談支援、少年相談電話（ヤングテレホン）やメール相談（ヤングメール）などにより、相談者の立場に立った指導・助言を実施してきました。また、過去に非行少年として取扱いがあり、周囲の環境や自身に問題を抱え、再び非行に走りかねない可能性がある少年を対象として、保護者の同意が得られた場合は、少年に対する継続的な指導・助言のほか、少年を取り巻く絆を強化するため、社会奉仕体験活動、スポーツ活動等への参加を促すなど、立ち直り支援を推進してきました。

しかしながら、関係機関との連携、相談体制の充実、非行少年に対する支援、学校における適切な指導等の実施に引き続き取り組む必要があります。

## イ 国の具体的施策

国の再犯防止推進計画においては、学校における非行防止教室の充実や地域における非行の未然防止等のための支援、警察における非行少年に対する支援、学校生活を継続させるための本人及び家族等に対する支援の充実等、児童生徒の非行の未然防止、非行等による学校教育の中断の防止、学校や地域社会において再び学ぶための支援等の施策について実施・検討することとされています。

## ウ 県における施策の方向性と概要

### ① 関係機関との連携

- ・ 鹿児島保護観察所等の関係機関と学校が連携し、児童・生徒の状況や連携事例等について情報共有を行い、現状と今後の方針等について共通理解を図ります。（義務教育課、高校教育課）

### ② 相談体制の充実

- ・ 悩みを抱える児童・生徒や保護者等が、夜間・休日を含めて24時間いつでも電話相談できる「かごしま教育ホットライン24」の活用を進め、問題等の早期対応の充実を図ります。（義務教育課、高校教育課）
- ・ 「スクールカウンセラー配置事業」、「生徒指導アドバイザー事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」により、相談支援の充実を図ります。（義務教育課、高校教育課）
- ・ かがしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、非行少年や保護者等からの相談に応じるとともに、県精神保健福祉センターにおいては、思春期相談等を行います。（青少年男女共同参画課、障害福祉課）

### ③ 非行少年に対する支援

- ・ 少年犯罪に対する厳正かつ適正な捜査を推進するとともに、学校や少年警察ボランティア等の関係機関、団体と連携しながら、少年の規範意識の向上を目的とした非行防止・薬物乱用教室の開催、不良行為少年や行方不明者を早期に発見し、指導保護するための街頭補導、少年に関する相談受理とそれに基づく指導・助言、スクールサポーターによる活動などを積極的に推進し、少年の非行防止に努めます。（少年課）
- ・ 過去に非行少年として取扱いがあり、周囲の環境や自身に問題を抱え、再

び非行に走りかねない可能性があると思われる少年を対象として、保護者の同意が得られた場合は、少年に対する継続的な指導・助言のほか、少年を取り巻く絆を強化するための社会奉仕体験、スポーツ活動等への参加を促すなどの立ち直り支援活動を推進し、再犯防止に努めます。(少年課)

④ 学校における適切な指導等の実施

- 地区別高等学校等生徒指導連絡協議会を開催し、生徒指導上の諸課題及び対応等に係る共通理解や協議、実践発表や学校、県教育委員会、各教育事務所及び警察等との情報共有を図ります。(高校教育課)
- 「いじめ問題を考える週間」を設定し、いじめアンケートやいじめ問題等を主題とした道徳やホームルーム活動を実施します。(義務教育課、高校教育課)
- ネットモラルやいじめ問題について、「弁護士による法教育授業」を実施します。(高校教育課)
- 退学した生徒に対し、その後の再就学や就労等に係る情報提供を行います。(高校教育課)
- 非行の未然防止のため、貧困問題や児童・生徒への虐待等について、各学校、教育委員会、市町村、児童相談所等と連携を図ります。(義務教育課、高校教育課)

## 5 民間協力者の活動の促進，広報・啓発活動の推進のための取組

### (1) 民間協力者の活動の促進

#### ア 現状と課題

平成29年の県内の保護司数は856人で、充足率は94.1%と、全国平均と比べて高い割合となっています。また、協力雇用主数は319社、自立準備ホーム数は7施設、「社会を明るくする運動」の参加者数は25,702人で、いずれも、ここ数年増加しています。これに対し、県更生保護女性連盟の会員数は1,106人、県BBS連盟（Big Brothers and Sisters Movement）の会員数は68人で、減少傾向にあります。その他、更生保護法人として、県更生保護協会と更生保護施設「草牟田寮」があります。

これまで、民間協力者の活動の促進等について、国においては、鹿児島保護観察所が、地域における保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの拡充に取り組んできました。

民間団体においては、県保護司会連合会は、犯罪をした者の改善及び更生を助ける活動とともに、鹿児島保護観察所との共催により、「社会を明るくする運動」などの活動等にも取り組んできました。草牟田寮は、宿泊場所や食事の提供とともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、犯罪をした者の円滑な社会復帰を手助けしてきました。県更生保護協会は、会員及び保護司等に対する広報・啓発活動とともに、更生保護事業を実施する関係団体への助成等を行ってきました。県更生保護女性連盟は、広報紙の発行などの広報活動や矯正施設への慰問、更生保護施設での炊事奉仕活動、地域との意見交換会などを行ってきました。県BBS連盟は、鹿児島保護観察所と連携し、保護観察対象者との交流活動を行ってきました。

県においては、保護司の研修会等で、薬物関連問題に関する事業の紹介や情報提供、支援方法等についての講話を行ってきました。また、県更生保護女性連盟の活動促進のため、連盟の総会へ参加したり、県BBS連盟が加盟している団体への支援を行ってきました。さらに、少年警察ボランティアや大学生少年サポーターと連携し、少年の非行防止に取り組むなどしてきました。

しかしながら、民間協力者の活動に対する支援や活動に関する広報の充実に取り組む必要があります。

#### イ 国の具体的施策

国の再犯防止推進計画においては、民間ボランティアの確保や活動に対する支

援の充実，更生保護施設による再犯防止活動の促進，民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進，民間協力者との連携の強化等について実施・検討することとされています。

#### ウ 県における施策の方向性と概要

##### ① 民間協力者の活動に対する支援

- 県更生保護女性連盟総会への参加や県BBS連盟が加盟している県青少年団体連絡協議会の活動を支援します。（青少年男女共同参画課）
- 民間協力者の研修会等において，薬物関連問題に関する情報提供を行うなど，民間協力者の活動を支援していきます。（薬務課）
- 少年警察ボランティアの活動を促進するため，関係団体等が実施する少年警察ボランティア等に対する研修への協力を行うなど，少年警察ボランティア等の活動への支援の充実を図ります。（少年課）

##### ② 民間協力者の活動に関する広報の充実

- 県民の再犯防止等への気運を醸成するため，県保護司会連合会，県更生保護女性連盟，県BBS連盟，少年警察ボランティアや大学生少年サポーター等の活動に関する広報の充実を図ります。（青少年男女共同参画課，少年課）

## (2) 広報・啓発活動の推進

### ア 現状と課題

平成29年度においては、県内15の保護区全てにおいて、「社会を明るくする運動」に関する街頭啓発活動等の行事を実施しています。

これまで、国においては、鹿児島保護観察所が「社会を明るくする運動」を推進し、鹿児島刑務所が矯正展を開催してきました。また、鹿児島少年鑑別所が、施設見学会の開催や法教育授業（いわゆる出前授業）を行ってきました。

民間団体においては、県更生保護協会が、機関紙の発行等による広報活動を行ってきました。県更生保護女性連盟は、社会を明るくする運動強調月間中の児童・生徒への学用品等の贈呈や、広報紙の発行、地域との意見交換の場としてのミニ集会の開催等に取り組んできました。

県においては、更生保護事業功労者に対する知事感謝状の贈呈を行うとともに、人権啓発パンフレットにおいて、犯罪被害者等の人権はもちろんのこと、刑を終えて出所した人の人権啓発も推進してきました。また、県立学校管理職研修会等において、各学校での薬物乱用防止教室の開催に努めるよう指導するとともに、教職員、保護者を対象とした薬物乱用防止教育研修会を開催するなどの取組を行ってきました。

しかしながら、県民の再犯の防止等に対する関心と理解が十分に深まっているとは言えないことや、犯罪をした者に対する偏見がいまだに存在することなどを踏まえ、広報・啓発事業等に取り組むとともに、国の更生保護事業への協力をさらに推進していくことが必要です。

### イ 国の具体的施策

国の再犯防止推進計画においては、再犯防止月間中の再犯防止等に関する事業の実施や、国の関係機関等における施策及びその効果についての情報発信、社会を明るくする運動における広報媒体や広報手段の多様化等の啓発事業等の実施、法教育の充実、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった民間協力者に対する表彰について、実施・検討することとされています。

### ウ 県における施策の方向性と概要

#### ① 広報・啓発事業等の実施

- ・ 関係機関・団体等と連携し、県ホームページや広報紙等により、再犯防止等の啓発を図ります。（青少年男女共同参画課、人権同和対策課）
- ・ 7月の社会を明るくする運動強調月間と同時期に行う県主催の「郷土（ふ

るさと)に学び・育む青少年運動」の夏の強調月間において、青少年の非行防止等に関する広報・啓発を図ります。(青少年男女共同参画課)

- 県民の再犯防止についての関心や理解を深め、地域や事業所などにおける意識の向上を図るため、意識啓発のための取組を進めます。(青少年男女共同参画課)
- 小・中・高校での薬物乱用防止教室の開催に努めるよう指導するとともに、教職員、保護者を対象とした研修会を開催します。(保健体育課)

## ② 国の更生保護事業への協力

- 県更生保護功労者顕彰式において、更生保護事業功労者へ知事感謝状を贈呈するなど、国の更生保護事業への協力を行います。(青少年男女共同参画課)

## 第5章 計画の推進体制と進行管理

関係機関・団体等で構成する「鹿児島県再犯防止推進会議(仮称)」を設置し、本計画の進行管理及び検証等を行います。

また、本計画については、社会情勢の変化や国の政策の展開状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

# 資料編

## 【目次】

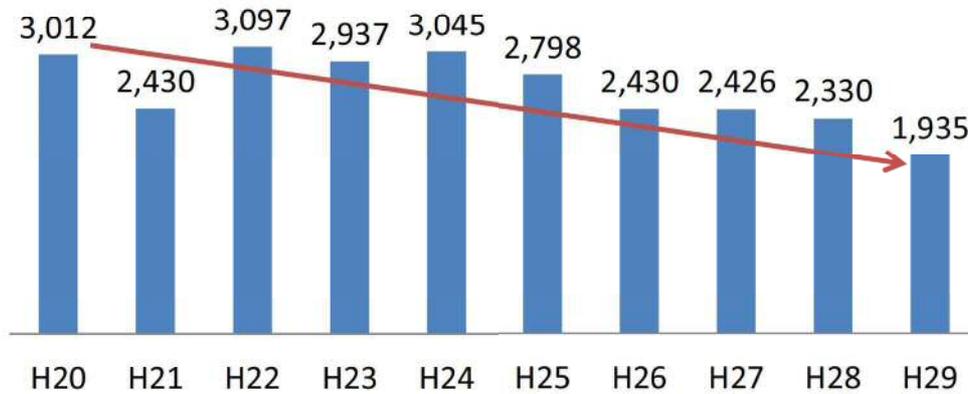
1	本県における再犯等の現状	
(1)	基礎データ	
・	刑法犯における検挙者数の推移	27
・	再犯者率の推移	27
・	再犯者の年齢構成	28
・	刑法犯罪種別再犯者の状況	28
・	保護観察対象者数の推移	29
(2)	就労・住居の確保のための取組関連	
・	再犯者における就労・住居の状況	29
・	出所者の帰住先希望	30
・	更生保護施設等へ入所した者の数	30
・	帰住先として鹿児島を希望する者の内訳（帰住先関係）	31
・	帰住先として鹿児島を希望する者の内訳（就労先関係）	31
・	協力雇用主数の推移等	32
・	協力雇用主の業種別内訳	32
(3)	保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組関連	
・	県地域生活定着支援センターが特別調整依頼を受けた者の数	33
・	受刑者数と薬物事犯者の推移	33
・	覚せい剤取締法違反における再犯者の割合	34
(4)	非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施のための取組関連	
・	入所受刑者の教育程度	34
(5)	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組関連	
・	保護司の充足率	35
・	民間協力者数の推移（1）	35
・	民間協力者数の推移（2）	36
2	再犯の防止等の推進に関する法律	37
3	国の再犯防止推進計画（概要）	43

# ◎本県における再犯等の現状

## (1) 基礎データ

### 刑法犯における検挙者数の推移

(単位:人)

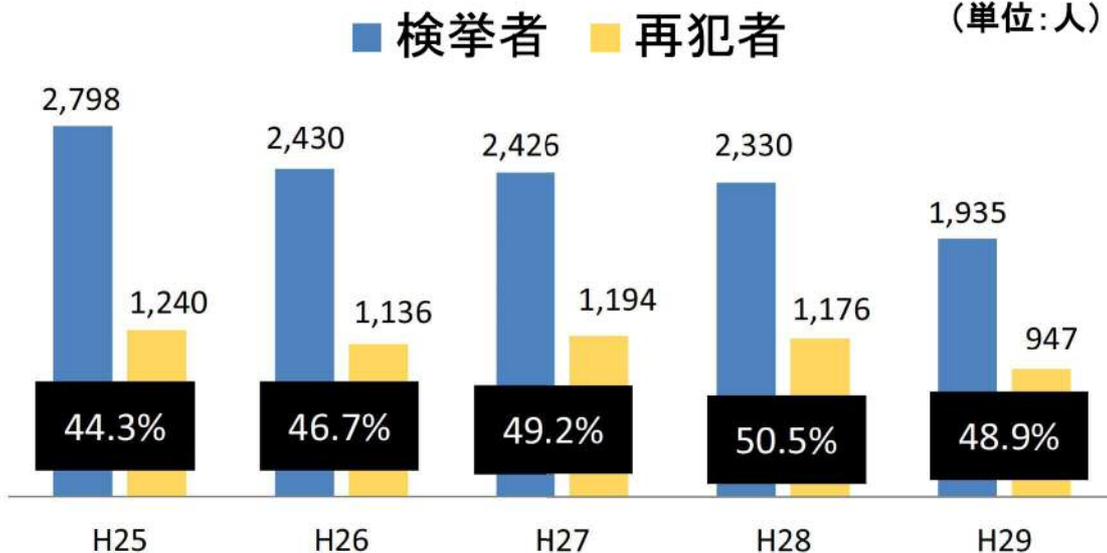


■ 検挙者数は減少傾向にある。

(出典: 鹿児島県警察本部調査)

### 再犯者率の推移

(単位:人)



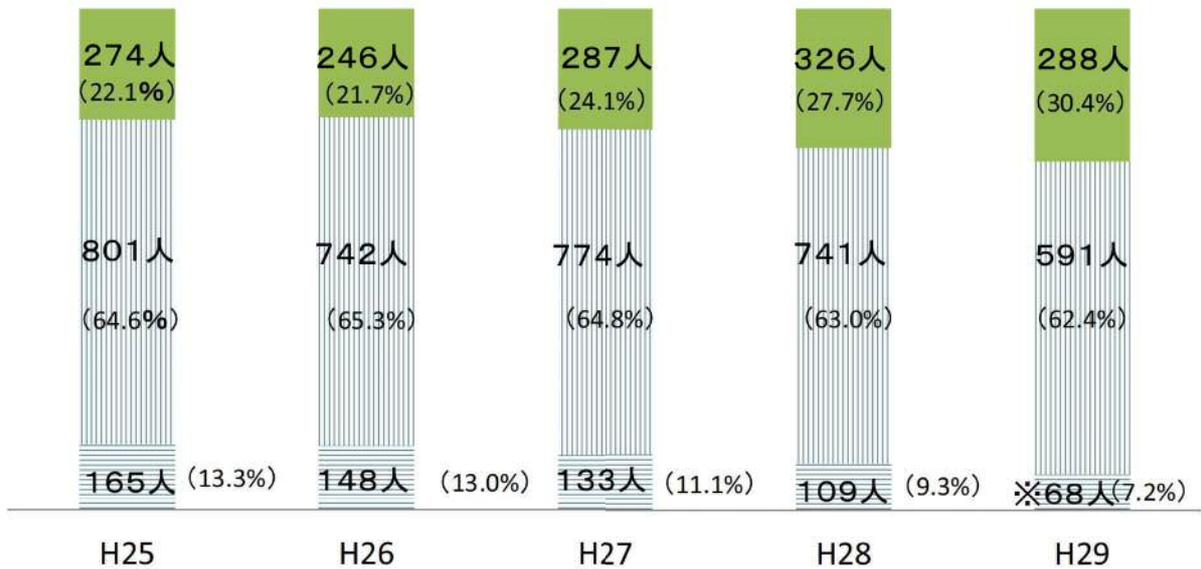
全国平均(H29): 48.7%

■ 検挙者数は減少傾向だが、再犯者率は増加傾向にある。

(出典: 鹿児島県警察本部調査)

## 再犯者の年齢構成

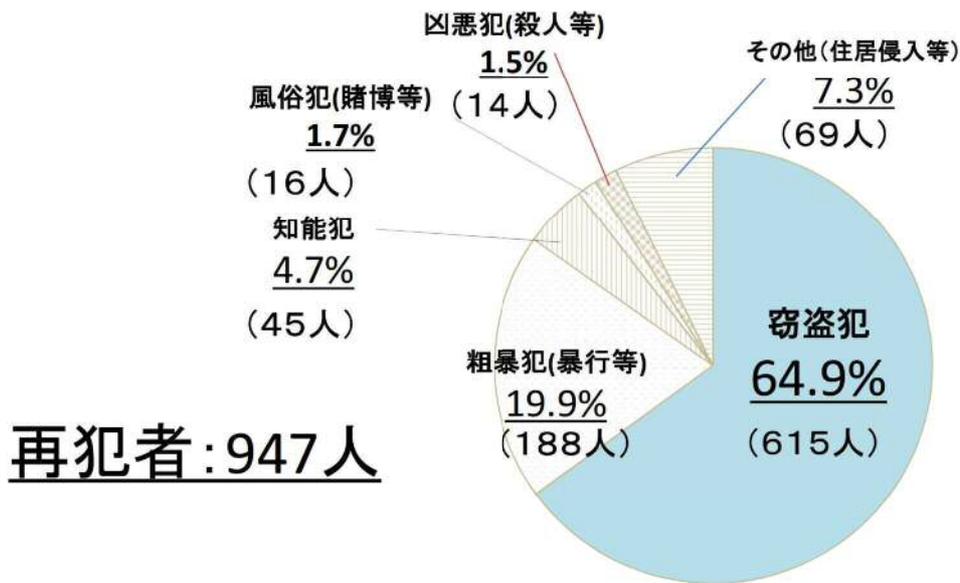
■ 少年(14～19歳) ■ 成人(20～64歳) ■ 高齢者(65歳以上)



■ 高齢者の占める割合が増加している。 (出典: 鹿児島県警察本部調査)

※ 犯行時年齢であるため、第3章-2-(3)の再犯者数(検挙時年齢)とは一致しない。

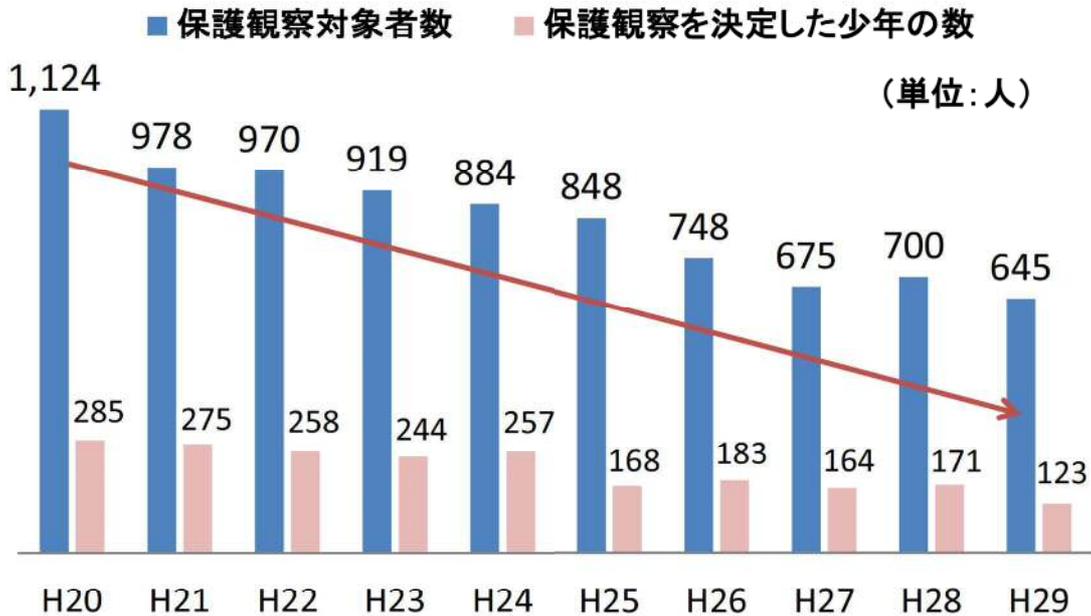
## 刑法犯罪種別再犯者の状況(H29年)



■ 窃盗犯, 粗暴犯で全体の約8割を占めている。

(出典: 鹿児島県警察本部調査)

## 保護観察対象者数の推移



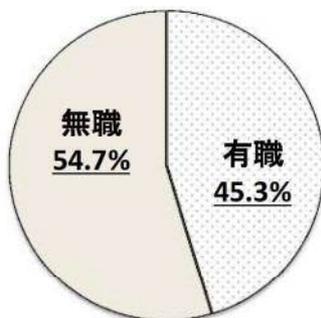
■ 保護観察対象者数は減少傾向にある。

(出典: 鹿児島保護観察所調査)

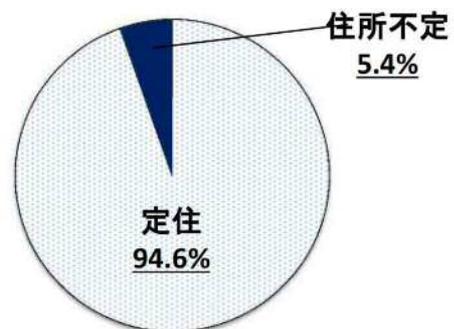
### (2) 就労・住居の確保のための取組関連

## 再犯者における就労・住居の状況(H29)

再犯者における犯行時の  
有職者・無職者の割合



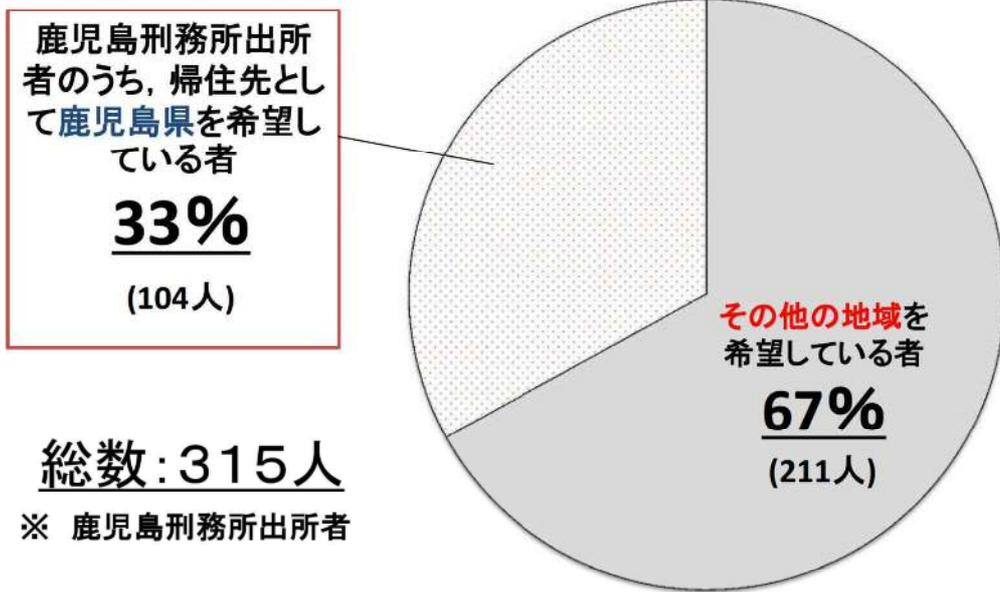
再犯者における犯行時の  
定住者・住所不定者の割合



■ 「安定した仕事」や「住居」が無いなど、社会復帰に向けて支援を必要とする者が一定数存在する。

(出典: 鹿児島県警察本部調査)

## 出所者の帰住先希望(H29)

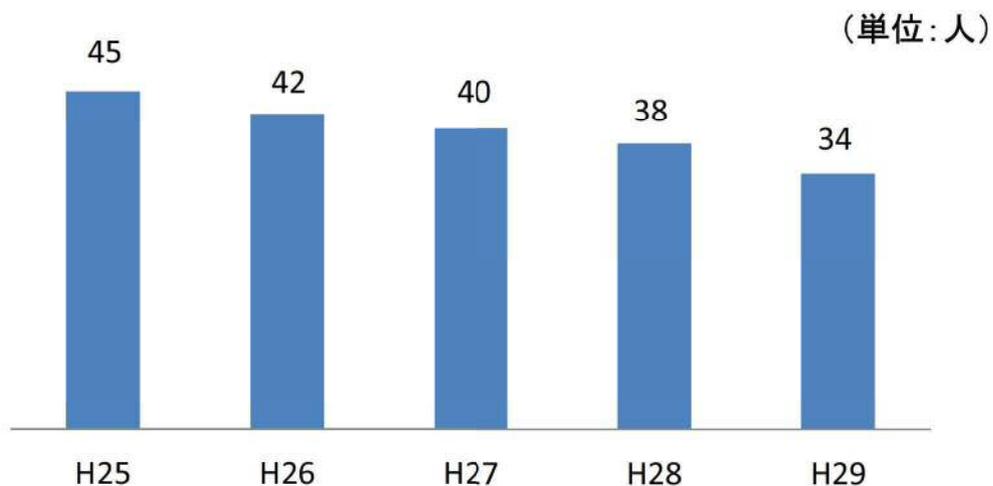


■ 鹿児島刑務所出所者の約3割が帰住先として鹿児島県を希望している。

(出典: 鹿児島刑務所調査)

## 更生保護施設等へ入所した者の数

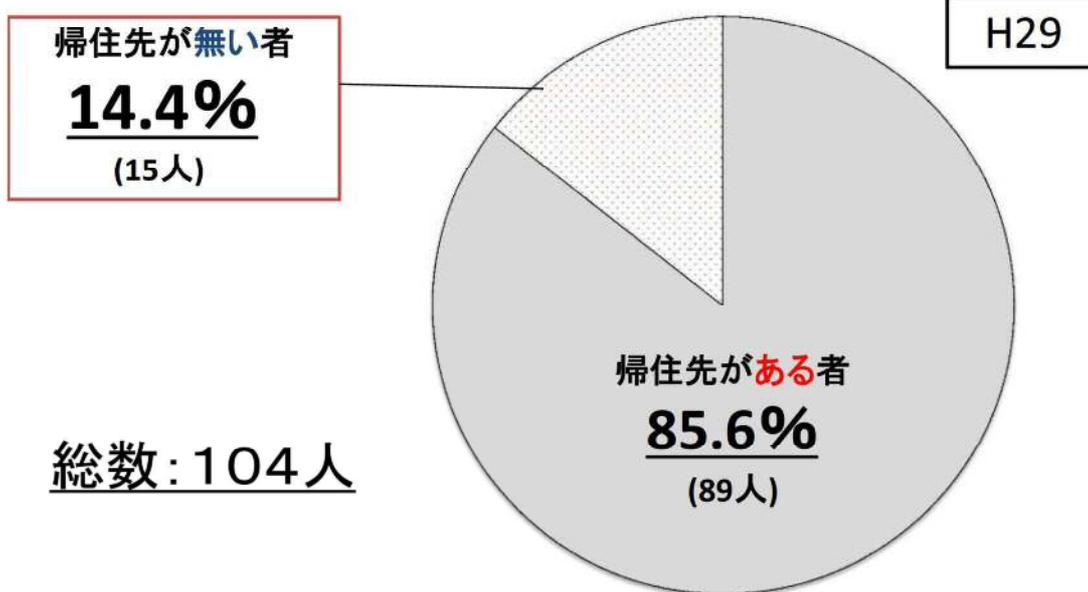
(鹿児島刑務所出所者のうち帰住先として本県を希望した者)



■ 鹿児島刑務所出所者の更生保護施設等への入所者数は減少傾向にあるものの、一定数存在する。

(出典: 鹿児島保護観察所調査)

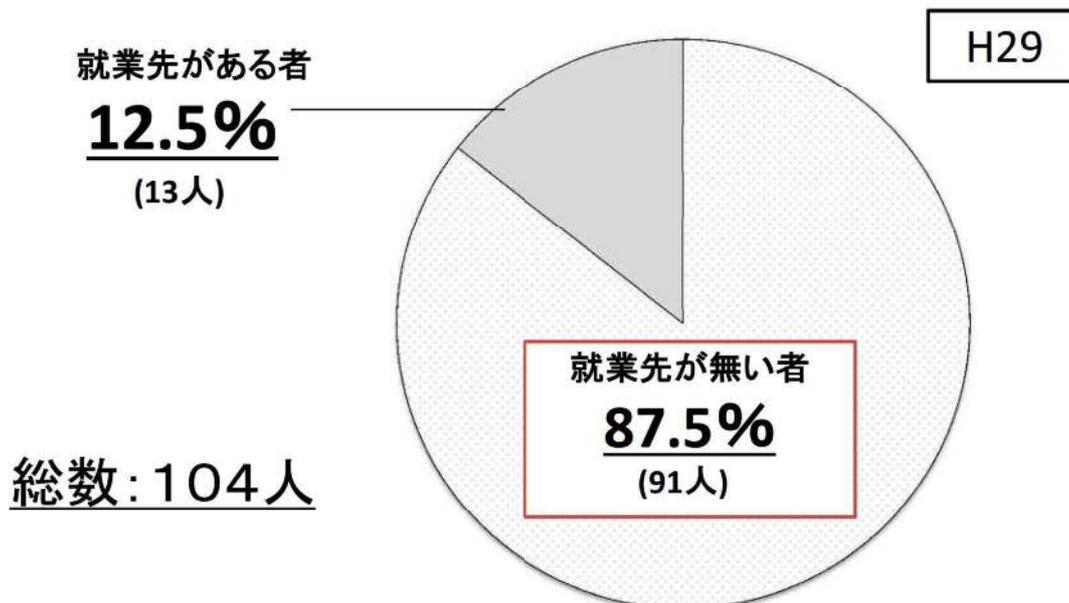
## 帰住先として鹿児島を希望する者の内訳(帰住先関係)



■ 帰住先として鹿児島県を希望する者のうち、約15%の者が帰住先を確保できていない。

(出典:鹿児島刑務所調査)

## 帰住先として鹿児島を希望する者の内訳(就業先関係)



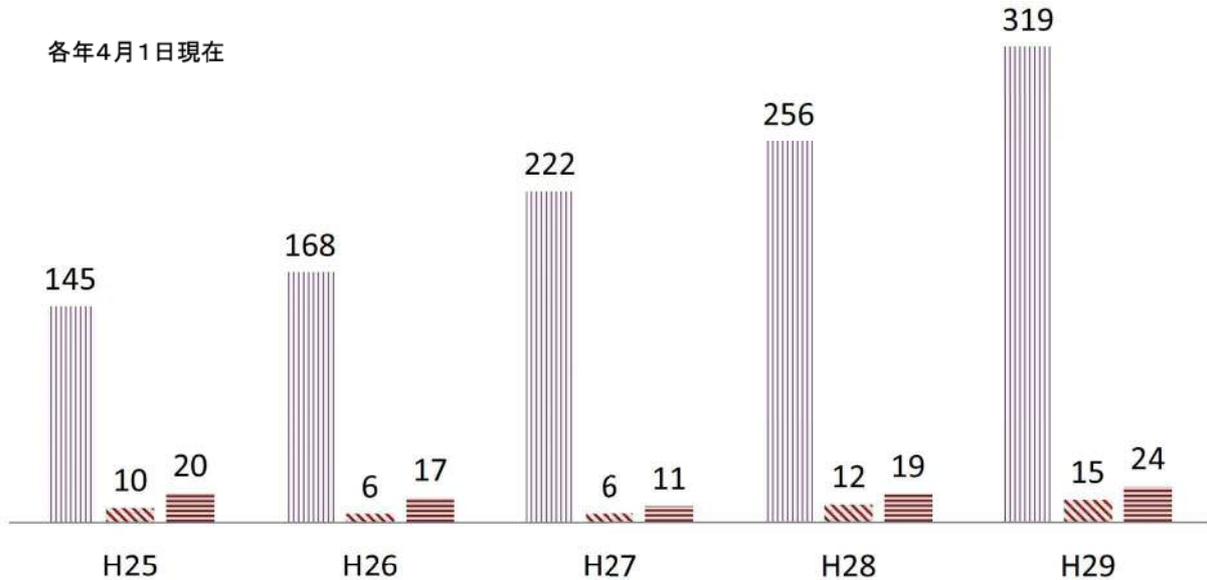
■ 帰住先として鹿児島県を希望する者のうち、約9割の者が就業先を確保できていない。

(出典:鹿児島刑務所調査)

## 協力雇用主数の推移等

▨ 協力雇用主数   ▨ 雇用した雇用主数   ▨ 雇用された人数

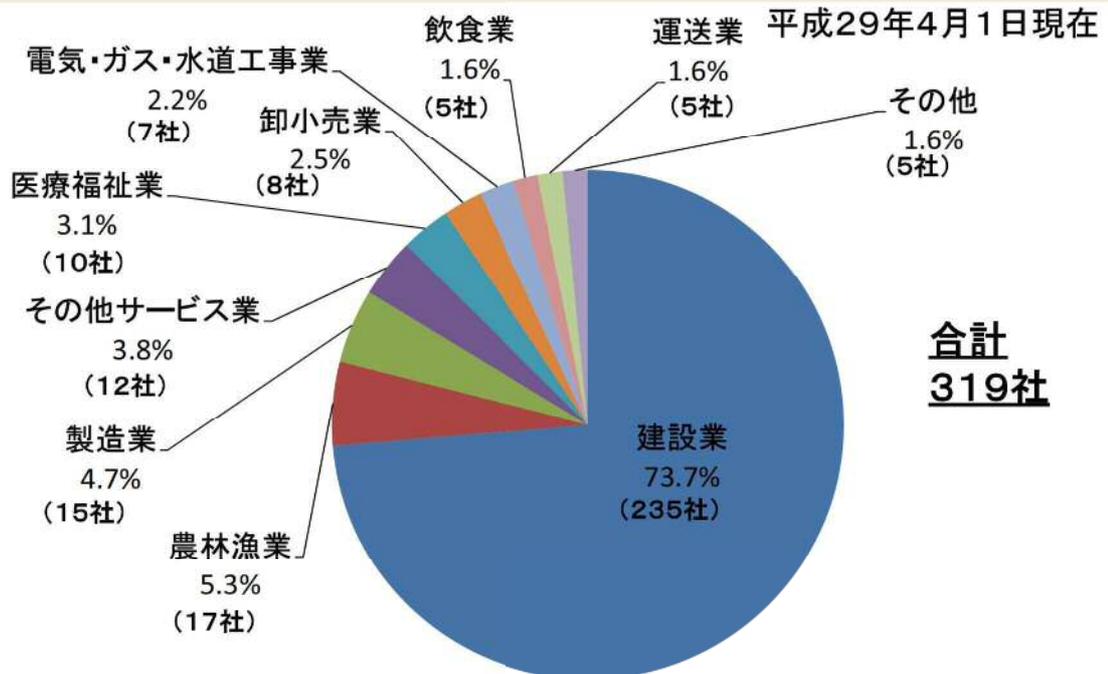
各年4月1日現在



■ 協力雇用主の数は増加しているが、実際に雇用した雇用主数及び雇用された刑務所出所者等の数は少ない。

(出典: 鹿児島保護観察所調査)

## 協力雇用主の業種別内訳

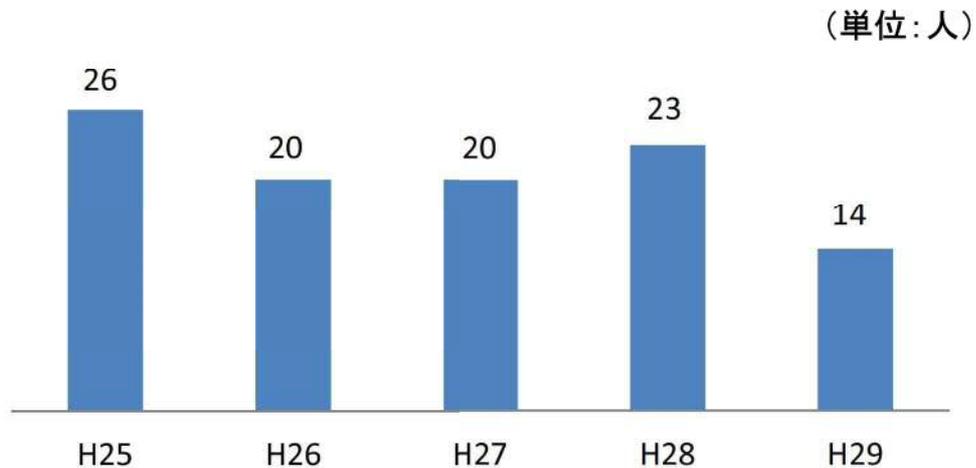


■ 協力雇用主の業種は、建設業が7割以上を占めている。

(出典: 鹿児島保護観察所調査)

### (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組関連

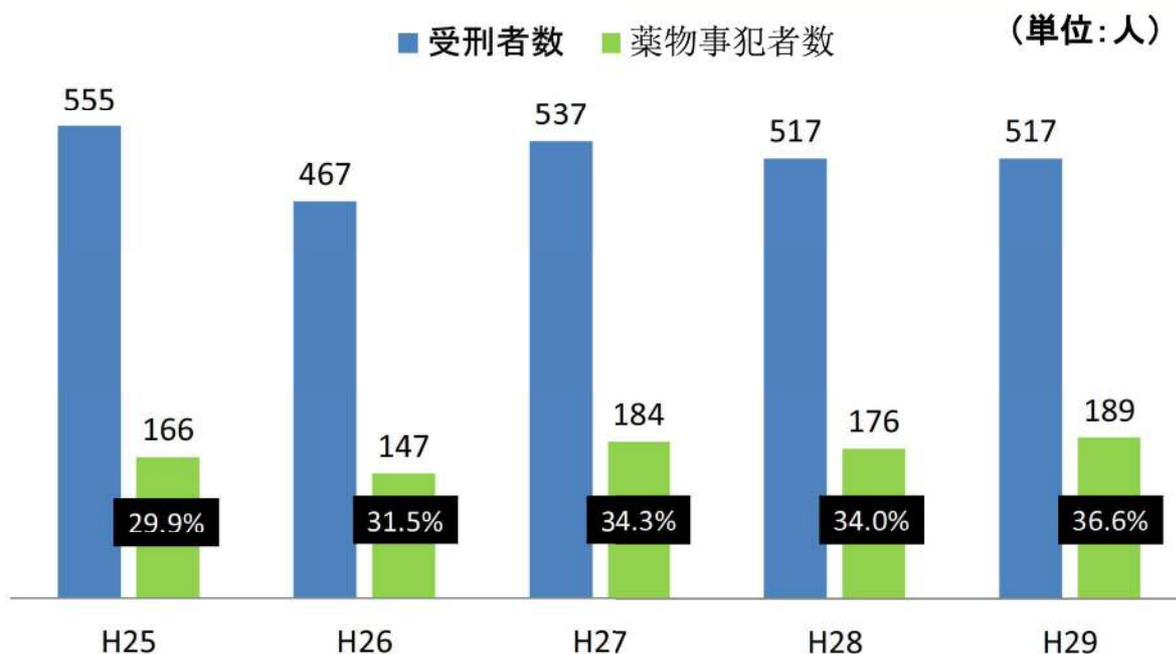
#### 県地域生活定着支援センターが特別調整依頼を受けた者の数(県外の矯正施設入所者を含む)



■ 特別調整依頼を受けた者の数は、増減があるものの、一定数に留まっている。

(出典: 鹿児島県地域生活定着センター調査)

#### 受刑者数と薬物事犯者の推移(鹿児島刑務所)



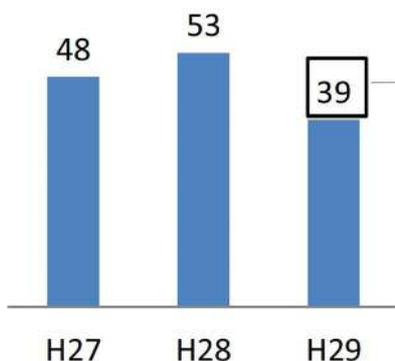
■ 受刑者に占める薬物事犯者の割合は増加傾向にある。

(出典: 鹿児島刑務所調査)

## 覚せい剤取締法違反における再犯者の割合(H29)

覚せい剤取締法違反者(39人)のうち、同一罪種検挙者の割合

覚せい剤取締法違反者の推移

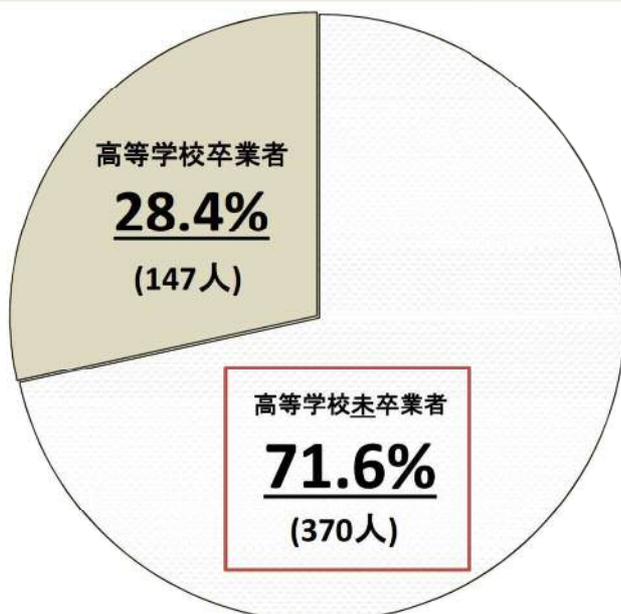


■ 覚せい剤取締法違反で検挙された者のうち、5割以上が同一罪種での再犯である。

(出典: 鹿児島県警察本部調査)

## (4) 非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施のための取組関連

### 入所受刑者の教育程度(H29)



総数: 517人

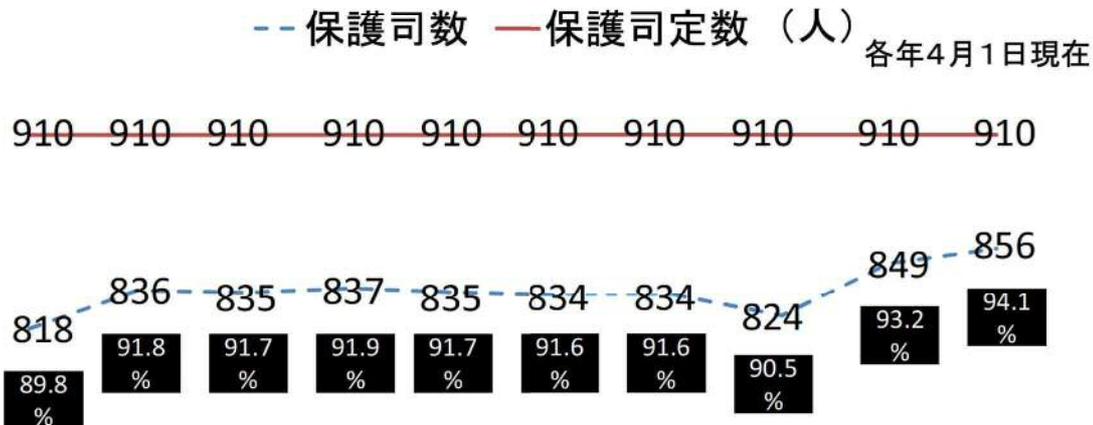
※ 鹿児島刑務所入所者

■ 入所受刑者の7割超が高等学校未卒業者である。

(出典: 鹿児島刑務所調査)

(5) 民間協力者の活動の促進, 広報・啓発活動の推進のための取組関連

## 保護司の充足率



H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29

- 保護司の充足率は、90%を超える高い割合を維持している。
- 特に、平成29年は94.1%と、過去10年間で最高となった。

(出典: 鹿児島保護観察所調査)

## 民間協力者数の推移(1)



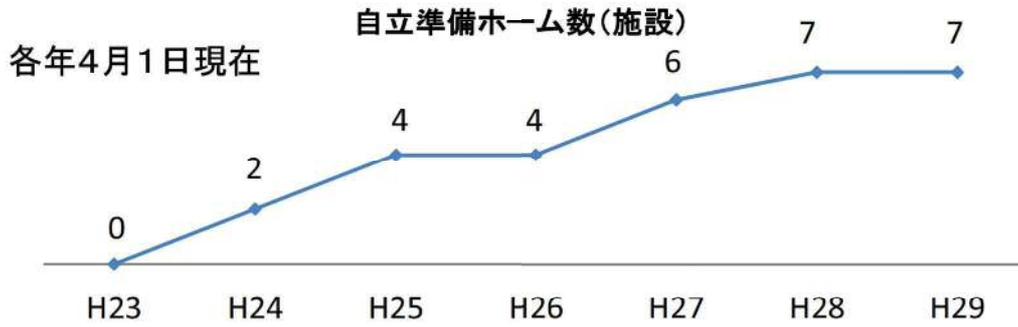
H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29



H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29

(出典: 鹿児島保護観察所調査)

## 民間協力者数の推移(2)



(出典:鹿兒島保護観察所調査)

# 再犯の防止等の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十四日法律第四百号)

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

**2** この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

### (基本理念)

**第三条** 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

**2** 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

**3** 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

**4** 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

### (国等の責務)

**第四条** 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

**2** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (連携、情報の提供等)

**第五条** 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

#### (再犯防止啓発月間)

**第六条** 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

#### (再犯防止推進計画)

**第七条** 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
  - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
  - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

#### (地方再犯防止推進計画)

**第八条** 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

**第九条** 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告)

**第十条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

#### (特性に応じた指導及び支援等)

**第十一条** 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

#### (就労の支援)

**第十二条** 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

#### (非行少年等に対する支援)

**第十三条** 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

#### (就業の機会の確保等)

**第十四条** 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

#### (住居の確保等)

**第十五条** 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

#### (更生保護施設に対する援助)

**第十六条** 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

#### (保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

**第十七条** 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機

関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

**第十八条** 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

**第十九条** 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

**第二十条** 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

**第二十一条** 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

**第二十二条** 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

**第二十三条** 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

**第二十四条** 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

## 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

## 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

## 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に收容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

## 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

## 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

## 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

### 【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする<sup>42</sup>

# 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

## 再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
**48.7%**



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

## 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

## 7つの重点分野と主な施策

### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、  
国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ